○国土交通省告示第百八十五号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年三月十二日から三十日間国土交通省中国地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月十二日

国土交通大臣　前原　誠司

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
山陽自動車道	東広島市高屋町溝口一〇九一番三から同市高屋町溝口一二四八番二まで	平成二十二年三月十四日十五時

○国土交通省告示第百八十六号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十六条の九の規定により、同法第二十六条の六第二項第二号に掲げる事項の変更の届出があったので、同法第二十六条の二十一第二号の規定により、公示する。

平成二十二年三月十二日

国土交通大臣　前原　誠司

(一)　登録番号　8

(二)　変更後の氏名又は名称　東京技術開発株式会社

(三)　変更後の住所　東京都中野区東中野三丁目一番一号

○国土交通省告示第百八十七号

運輸審議会から、平成二十二年三月二日付け国運審第四十三号により、安全管理規程に係る報告徴収又は立入検査の実施に係る基本的な方針（事案番号平二十一第七〇〇一号）については、平成二十一年十二月一日付け国官運安第二〇〇号により当審議会に諮問された案を一部修正した別紙案のとおり改正することが適当である旨の答申があったので、運輸審議会一般規則（昭和二十七年運輸省令第八号）第二十九条の規定により、これを告示する。

なお、答申書の内容は、運輸審議会において、閲覧に供する。

平成二十二年三月十二日

国土交通大臣　前原　誠司

○国土交通省告示第百八十八号

国土交通省所管の補助金等の交付に関する事務の一部を地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）及び沖縄総合事務局長に委任した件（平成十四年国土交通省告示第七百七十六号）の一部を次のように改正したので告示する。

平成二十二年三月十二日

国土交通大臣　前原　誠司

表を次のように改める。

会計	項	目	摘要
一般会計	総合的バリアフリー推進費	交通施設バリアフリー化設備整備費補助金	地域公共交通総合連携計画策定調査及び地域公共交通活性化・再生総合事業計画に基づく事業（航空の活性化・再生に関する事業を除く。）
		公共交通移動円滑化設備整備費補助金	
	道路環境等対策費	低公害車普及促進等対策費補助金	
	地域公共交通活性化・再生総合事業費補助金		
	地域公共交通維持・活性化推進費	バス運行対策費補助金	
		海上交通低炭素化促進事業費補助金	
		物流連携効率化推進事業費補助金	
	総合的物流体系整備推進費		
	観光振興費	観光圏整備事業費補助金	
	自動車事故対策費	自動車事故対策費補助金	自動車運送事業の安全・円滑化等総合対策事業に係るものに限る。
自動車安全特別会計			

附　則

1　この告示は、交付の日から施行し、改正後の規定は、平成二十一年度予算に係る補助金等から適用する。

2　平成二十年度以前の予算に係る国土交通省所管の低公害車普及促進等対策費補助金で平成二十一年度以降に繰り越されたものの交付に関する事務については、なお従前の例による。

○環境省告示第十四号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第三条第一項の規定に基づき、同法第十三条第一項に規定する指定調査機関として次の者を指定したので、同法第十条第二項の規定に基づき公示する。

平成二十二年三月十二日

環境大臣　小沢　鋭仁

氏名又は名称	住所
株式会社アクアテルス	埼玉県さいたま市中央区新都心五番地二
株式会社環境技術センター	東京都千代田区鍛冶町二丁目四番五号

○環境省告示第十五号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十七条第一項の規定に基づき、同法第十三条第一項に規定する指定調査機関から土壌汚染状況調査の業務の廃止の届出があったので、同法第十七条第二項の規定に基づき公示する。

平成二十二年三月十二日

環境大臣　小沢　鋭仁

氏名又は名称	住所
株式会社シーエスアンドティー	京都府京都市上京区今出川通知恵光院西入西北小路町二百三十九番地
株式会社トラバース	千葉県市川市末広二丁目四番十号
システム環境計画コンサルタント株式会社	大阪府大阪市中央区本町橋二番四十六号

○東北地方環境事務所告示第一号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十七条第一項の規定に基づき、同法第十三条第一項に規定する指定調査機関から土壌汚染状況調査の業務の廃止の届出があったので、同法第十七条第二項の規定に基づき公示する。

平成二十二年三月十二日

東北地方環境事務所長　小林　香

氏名又は名称	住所
株式会社東北地質コンサルタント	福島県郡山市富久山町福原字五斗蒔田一番地四
東亜技研株式会社	岩手県盛岡市津志田南三丁目十五番十五号